

井原市発注工事における現場代理人の取扱いについて

平成28年5月30日

井原市 財政課

「井原市発注工事における現場代理人取扱要領」を平成28年6月1日以降下記のとおり改正しますので、お知らせします。

改正点

常駐緩和（兼務）について

井原市発注工事における現場代理人の常駐緩和については、平成26年度から実施しているところですが、国又は県の発注する工事を含む場合の兼務可能工事件数及び兼務を認める当初請負代金の合計額を下表のとおり改正します。

なお、その他の要件に変更はありません。

常駐緩和要件	現行	改正後
兼務可能件数	兼務することとなる工事が、国又は県の発注する工事を含む場合は、2件以内であること。井原市が発注する工事のみの場合は、3件以内であること。 なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とする。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満のものに限る。	兼務することとなる工事が、3件以内であること（国又は県の発注する工事を含む）。 なお、諸経費調整対象工事は、複数件であってもこれを1件とする。ただし、諸経費調整による変更請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満のものに限る。
当初請負代金	兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満であること。	兼務することとなる工事の当初請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満であること。
従事地域	それぞれの工事現場が井原市内にあり、かつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	